



【第 28 回】 2012 年 5 月 28 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授]

個人の自助努力を支援する

私的年金 = 日本版IRA創設のススメ

公的年金に偏り過ぎた 民主党の年金議論

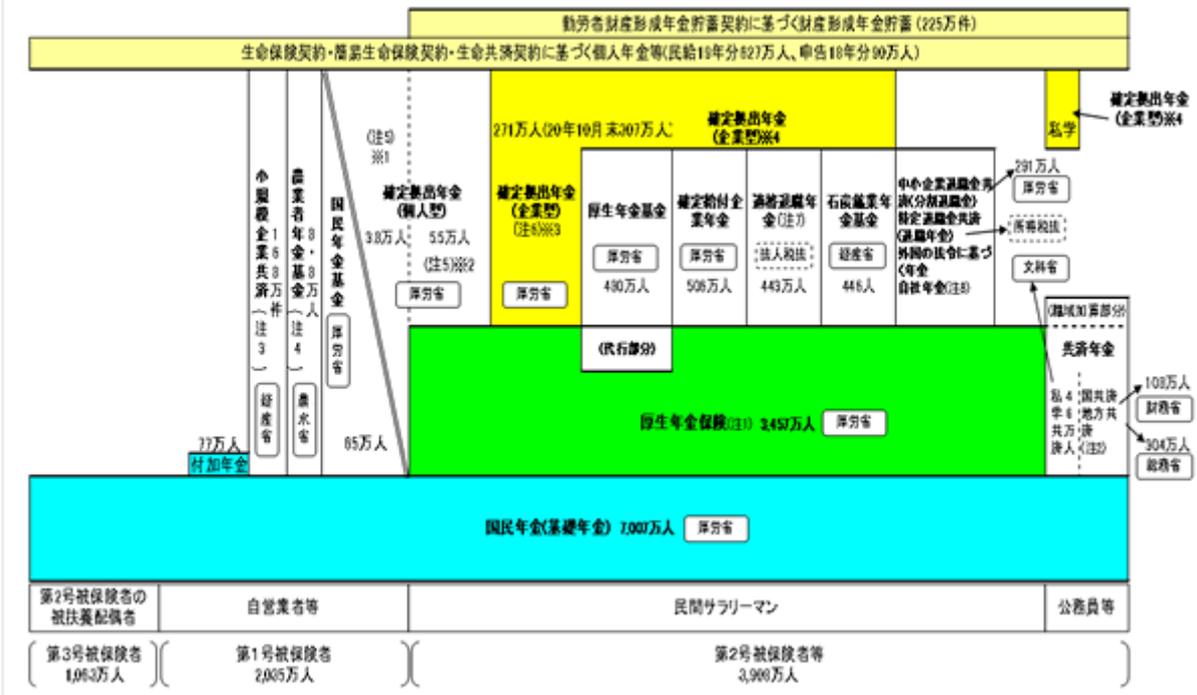
国会では社会保障・税一体改革で、年金の議論が始まっているが、これまでの民主党の年金議論を一口で言うと、公的年金制度、それも基礎年金部分に焦点を当てすぎた非常にアンバランスなもの、という感じがする。

そもそも年金制度をはじめ社会保障の基本的な考え方は、自助・共助・公助をバランスよく組み合わせて、公平でかつ効率的な制度を作り上げることである。

小泉政権時代に自助努力の必要性を主張しすぎた反動もあって、民主党政権に代わってからは、公助が強調され、基礎年金部分にいかにも税財源をつぎ込むかということが主題となった。今日これが、モラルハザードを生じさせる「ばらまき政策」と非難を浴びつつある。

図表 1 は、わが国の年金制度の概要であるが、基礎年金部分(1 階部分)、厚生年金部分(2 階部分)、企業年金部分(3 階部分)、私的年金部分(4 階部分)に分けられる。このうち、自助努力という観点からは、3 階部分の個人型 401k(個人型確定拠出年金)や、4 階部分の個人年金が該当する。この全体を議論してこそ本当の年金改革といえる。

【図表1】現行年金制度のイメージ



(注) 金融税制研究会作成参照。

拡大画像表示

世界の流れは私的年金の 税制優遇による自助努力支援

一方、世界の流れを見ると、2000年に入るところから、税金の投入(公助)は必要最小限度にとどめ、国家は個人の自助による老後の備えに対して、税制優遇を与えるという政策に変わってきている。

この背景には、公的年金に税財源を注力しすぎると財政が破綻する、という共通の危機感がある。そこで、企業年金も含む私的年金に税制優遇を与え、自助努力を支援する政策にシフトしてきている。

具体例をあげると、ドイツで2002年に、企業年金・私的年金として導入されたリースター年金である。拠出時(入り口段階)に、助成金や所得控除を行う税制優遇策を採用している。

英国もブレア政権の下、2001年にステークホルダー年金という税制優遇私的年金を導入した。2012年から新年金制度(NPSS:National Pension Savings Scheme)に移行するが、誰もが加入できる年金である。

そこで、わが国でも、公的年金だけでなく、3階、4階の年金をいかに活性化していくかという点が重要課題となる。

年金にはどのような税制優遇が望ましいか

年金に対する税制の支援策(税制優遇の方式)は、資金を拠出する時および運用期間中は非課税で、年金を給付する時に課税されるEET型とTEE型(拠出時課税、運用時・給付時非課税)の2つがあり、適用税率が同じなら双方の実質的経済価値、つまり税引き後の資産残高は等価である。いずれも、運用益には課税しないので、税制優遇といえる。

図表2は、先進諸国の年金税制を比較したものであるが、これを見ると、わが国の年金税制の優遇方式が極めて異なったものであることが分かる。

【図表2】各国の年金税制

	米国(※1)				日本(※2)			イギリス(※2)	ドイツ(※2)	フランス(※2)
	公的年金	401k	通常型IRA	ロスIRA	公的年金	日本版401k	その他の企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金等)	公的年金	公的年金	公的年金
(課税方式)	(TEE)	(EET)	(EET)	(TEE)	(EEE)	(EEE)	(EEE)	(TET)	(EET)	(EET)
積立時	課税	非課税	非課税	課税	非課税	非課税	非課税	課税	非課税(※4)	非課税
運用時	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	非課税(※3)	課税	課税	非課税	非課税	非課税	非課税	課税	課税(※5)	課税(※6)

(注)財務省資料から作成

拡大画像表示

わが国の1階から3階までの年金税制は、拠出時(入口)では社会保険料控除、給付時(出口)では公的年金等控除があるので、拠出時も運用時も給付時も課税が免除(給付時は多くの年金が事実上非課税)されるEEE型となっている。欧米が拠出と給付の必ずどちらかで課税しているのに比べると、世界に類を見ない甘い課税ということができる。

このような甘い課税のため、わが国の個人型401k(3階)の商品性には、公務員や専業主婦は加入できない、年間の拠出額の上限が低いなど多くの制約がつけられている。甘い課税のまま使い勝手のいい商品設計にすると、巨額の税の減収額が生じることを恐れての話である。

そこで、わが国で自助努力型の年金を普及させるための方向としては、2つの方向があることになる。

一つは、個人型401kの税制優遇を、入口・出口どちらかで課税するように改め(E E EからE E TあるいはT E Eにする)つつ、対象範囲を専業主婦や公務員に拡大すること、もう一つは、入口・出口どちらかで課税する新たな個人年金を私的年金として作ること、この2つである。

401kの拡充議論には 問題が多い

現在政府部内では、個人型401kの拡充が検討されている。国家戦略室は、「成長ファイナンス推進会議」の中間報告(2012年5月8日)では個人型401kの拡充策が書き込まれている。

個人型401kは、入口、出口非課税という税制上の優遇措置のため、先述したように加入要件が厳しく、導入後10年経過しても資産額は5兆円程度と確定給付年金の10分の1にも満たない。これを、専業主婦や公務員を対象に加えたり、拠出できる額の上限を引き上げたりすることが検討されている。

しかし、税制優遇の対象になる加入対象を広げると、税収減につながるので、財政当局の抵抗が予想される。そもそも専業主婦(夫は会社員)は保険料を納めなくても国民年金をもらえるので、「不公平」との指摘が多くある中での401k

への拡大論は、大きな批判が予想される。公務員への適用拡大は公務員優遇という批判を浴びる。

そこで、個人型 401k の適用範囲の拡大ではなく、新たな個人型の年金制の創設を提言したい。そのモデルは、米国の IRA (個人年金) なので、私はこれを日本版 IRA と呼んでいる。

例えば、年間 120 万円という拠出額限度を設け、税引き後の所得から拠出し、一定年齢 (例えば 60 歳) 以降に引き出す場合には、運用益を含めて非課税とする制度である。金融商品間の中立性を確保する観点から、預貯金、株式、株式投資信託等幅広い投資を認める。

この制度は、個人が国 (公的年金) や企業 (企業年金) に依存せず、自助努力で資産形成すること (個人年金) を税制面から支援するものである。個人単位で資産管理するので、企業倒産による影響やポータビリティの問題は発生しないし、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態の多様化にも対応しやすい。個人を対象とする積立型なので、企業間や世代内の不公平も発生しない。

このように、年金全体を対象にした、バランスのとれた年金議論を期待したい。